

**新潟県保険医会 FAXニュース 第88号**

新潟県保険医会

〒950-0865

新潟市中央区本馬越2-176

TEL (025)241-8625

FAX (025)241-4959

開所時間 月～金 9:00～17:30

**オンライン資格確認「経過措置」の届出方法について**

今年4月から原則義務化となるオンライン資格確認システムの導入について、4月からの導入が困難な場合に経過措置の適用を受けるための届出受付が開始されました。なお、現在紙レセプトでの請求が認められている保険医療機関はオンライン資格確認導入義務化の対象外です。

**【経過措置の対象】** 今年3月末時点でやむを得ない事情(下記①～⑥いずれか)に該当する医療機関

	やむを得ない事情の猶予類型	義務化の経過措置の期限
①	令和5年2月末までにベンダーと契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了	システム整備が完了する日まで (遅くとも令和5年9月末)
②	オンライン資格確認に接続可能な光回線ネットワーク環境が整備されていない	オンライン資格確認に接続可能な光回線ネットワークが整備されてから6か月後まで
③	訪問診療のみを実施する保険医療機関	訪問診療のオンライン資格確認(居宅同意取得型)の運用開始まで(令和6年4月を予定)
④	改築工事中、臨時施設の保険医療機関	改築工事の完了、臨時施設の終了まで
⑤	廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関	廃止・休止まで(遅くとも令和6年秋)
⑥	その他特に困難な事情※1がある保険医療機関	特に困難な事情が解消されるまで

※1 ⑥の「その他特に困難な事情」に該当するかは個別判断とされていますが、例えば以下の場合が想定例としてあげられています。

ア. 自然災害等により継続的に導入が困難となる場合

イ. 高齢の医師等でレセプト取扱件数が少ない場合

(目安として、令和5年4月時点で常勤の医師等が高齢であって、月平均レセプト件数が50件以下。)

ウ. その他例外措置又は上記①～⑤の類型と同視できる特に困難な事情がある場合

(例えば、上記①～⑤又はア・イの条件を満たす項目と同視できる事情を複数抱えている場合(「常勤の医師等が65～69歳でレセプト件数が月平均50件を若干超える」かつ「令和7年以内に閉院を予定している」といった場合等)は、個別判断がされ、経過措置の対象となる場合がある。)

**【届出方法】** (1)又は(2)の方法により、令和5年3月31日までに以下を届け出る

- オンライン資格確認導入の猶予届出書
- 添付書類(猶予類型の①又は⑥を選択した場合)
  - ① 契約書や注文書の写しなどシステム事業者と契約したことが確認できる書類
  - ⑥ 困難な事情を確認できる書類がある場合はその書類(の写し)

**(1)「オンライン資格確認医療機関等向けポータルサイト」のフォームによる届出**

「オンライン資格確認医療機関等向けポータルサイト」のフォームにより届け出る。

ポータルサイトにログイン→マイページから「オンライン資格確認導入の猶予届出」をクリック→猶予類型を選択し、選択した猶予類型に応じた必要事項を入力する。

**(2)郵送による届出**

(1)による届出・資料の添付が困難な場合は、紙媒体の猶予届出書等を、封筒に赤字で「猶予届出書在中」と記載して下記住所まで郵送する。猶予届出書の様式は、厚労省ホームページ(※2)等でダウンロード可。

(※2 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08280.html#onsk\\_gimuk](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html#onsk_gimuk))

〒105-0004 東京都港区新橋2-1-3 社会保険診療報酬支払基金 医療情報化支援助成課 行

# 医科診療報酬 疑義解釈について

直近の疑義解釈より一部を抜粋してお知らせいたします。

## 【在宅経管栄養法用栄養管セット加算】

(問) 「C162 在宅経管栄養法用栄養管セット加算」において、特定保険医療材料である交換用胃瘻カテーテルを使用した場合は、特定保険医療材料の費用を別に算定することができるのか。

(答) 算定可。(厚労省事務連絡「疑義解釈資料の送付について その35」 令和4年12月21日)

## 【SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出】

(問) 発熱等によりインフルエンザが疑われる患者に検査を行う場合であって、インフルエンザウイルス単独の検査キットが入手できないため、新型コロナウイルスとインフルエンザウイルスの同時検出の検査キットを使用した場合、SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)・インフルエンザ抗原同時検出(定性)を算定してよいか。

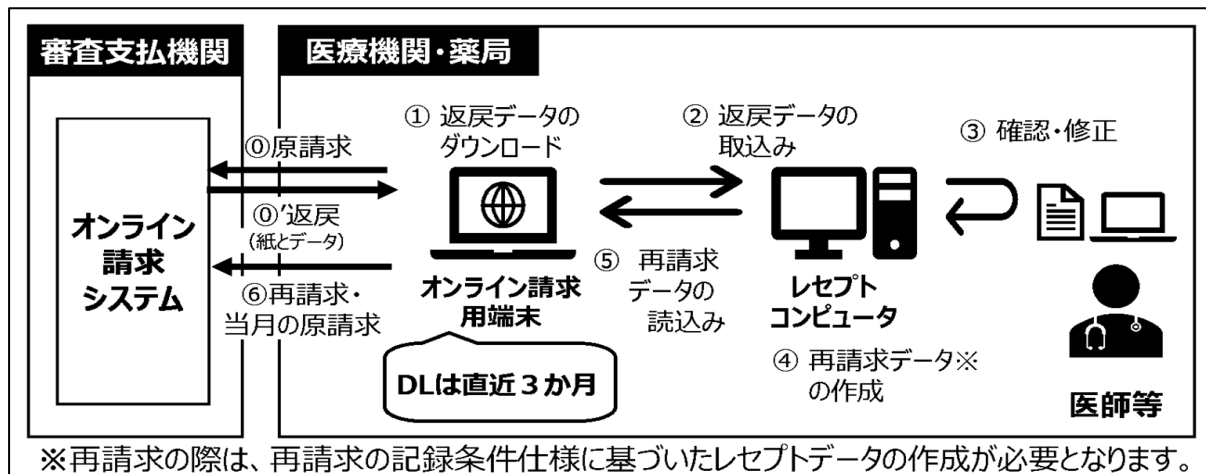
(答) 差し支えない。(厚労省事務連絡「疑義解釈資料の送付について その41」 令和5年1月27日)

## 4月からの返戻再請求オンライン化について

・「電子情報処理組織等を用いた費用の請求に関する取扱要領」が改定され、レセプトオンライン請求を行う医療機関において、令和5年4月以降に行うレセプトの返戻再請求はオンラインで実施することとされました。

・光ディスクや紙レセプトで請求を行う医療機関は従来通り紙媒体での返戻再請求が可能です。

・オンラインで返戻再請求を行う場合には、オンライン請求用端末にて返戻レセプトのデータをダウンロードする必要があります。**返戻レセプトのダウンロード可能期間は直近3か月**であり、期限を過ぎるとダウンロードができなくなるため、見落としに注意が必要です。



(令和4年12月27日「返戻再請求のオンライン化に関する周知広報資料の送付について」より一部抜粋・改変)

・下記①～③の理由で4月からの対応が難しい場合は、令和5年3月末までに支払基金に届出を行うことで、令和6年9月末まで引続き紙媒体による返戻再請求又は再審査申出を行うことが可能です。(届出方法として、支払基金が運営するオンライン請求システム上で表示される2月又は3月請求時のポップアップ機能を活用し、オンラインで行うことが想定されています。)

- ① システム事業者に必要なシステム改修を依頼済であるが、令和5年4月からの対応が困難
- ② 令和5年度中に廃止・休止を行う予定もしくは改修工事中・臨時的施設である又は令和5年度中に解散・合併消滅する予定である
- ③ その他やむを得ない事情がある